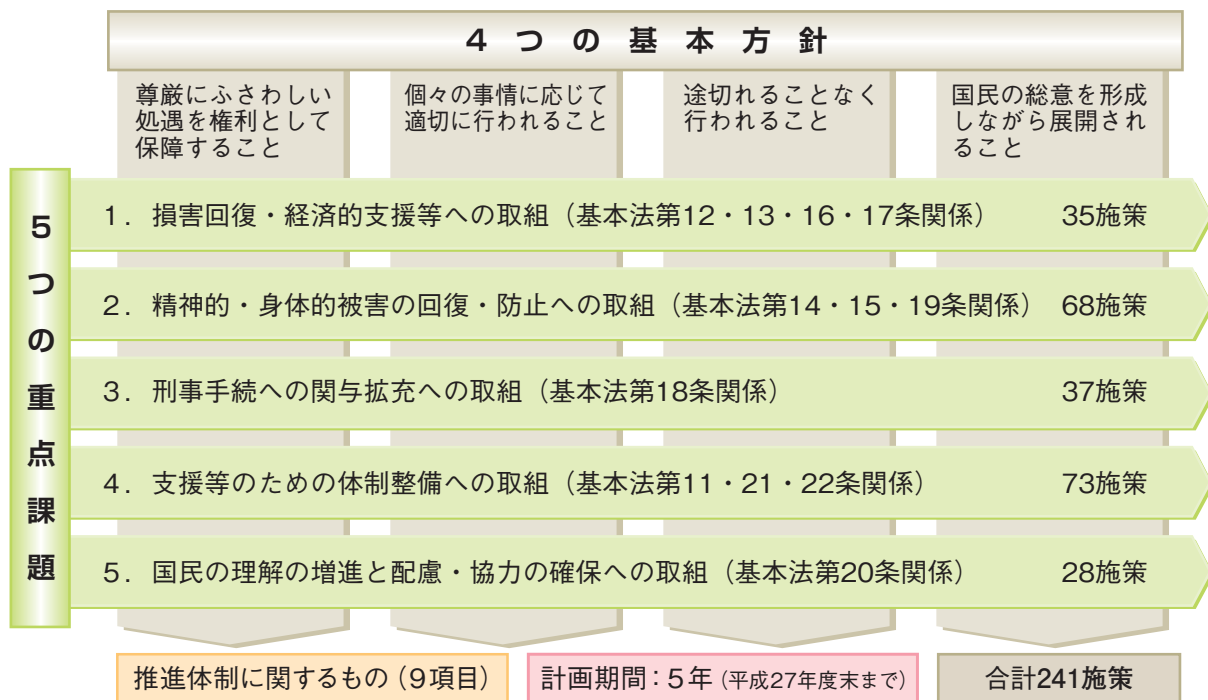


## 第2節 第2次犯罪被害者等基本計画の概要

### 1 基本方針及び重点課題

第2次基本計画は、第1次基本計画と同様に241の具体的施策を掲げており、推進体制については9項目を掲げている。

#### 4つの基本方針・5つの重点課題



### 2 主な施策

第2次基本計画においても、第1次基本計画と同様、個々の施策について、実施可能なものは速やかに実施することとする一方、検討を要するものについては、検討期限を明示し、できる限り早期の施策の実施を目指している。

なお、第1次基本計画にある施策については、実施済み・措置済みで、今後当該施策を展開していく余地のないものを除き、引き続き、その充実を図ることとして、第2次基本計画に盛り込まれている。

#### (1) 犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討

犯罪被害者等施策推進会議の下に、有識者並びに内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省

及び国土交通省からなる検討の会を設置し、犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設について、平成20年度に拡充した犯罪被害給付制度の運用状況等を含め、必要な調査及び検討を行い、3年以内を目途に結論を出し、必要な施策を実施する。

#### (2) カウンセリング等心理療法の費用の公費負担についての検討

犯罪被害者等施策推進会議の下に、有識者並びに内閣府、警察庁、法務省、文部科学省及び厚生労働省からなる検討のための会を設置し、犯罪被害者等に対する臨床心理士等によるカウンセリング等心理療法の費用の公費負担について、必要な調査及び検討を行い、2年以内を目途に結論を出し、必要な施策を